

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 長岡老人福祉協会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する次に掲げる施設とする。

- (1) ひうの家
- (2) ケアハウスひう

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定施設が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてならない。

2 前項に定める個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

(意見交換等)

第10条 甲及び乙は、必要に応じて本協定の実施について意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、1通を保有する。

平成31年3月25日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 大塚昇一

乙 長岡市浦3060番地

社会福祉法人長岡老人福祉協会

理事長 田宮 崇

協定書別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、協定書による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2条 乙は、協定書による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、協定書による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、協定書による業務に関して知り得た個人情報について、当該業務を処理すること以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、協定書による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6条 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7条 甲は、乙が協定書による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8条 乙は、協定書による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、協定書による業務の終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、協定書による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、協定書による業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10条 乙は、協定書による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。